

事故米穀の不正規流通事案の経緯及び対応について

平成 20 年 9 月 16 日
内閣府国民生活局

1. 概要

8 月 22 日及び 27 日、福岡農政事務所に、三笠フーズ（株）に工業用に用途限定して売却した事故米穀を焼酎用などへ横流ししているとの情報の通報。

これを受け、厚生労働省、関係の地方保健衛生部局へ連絡し、関係先の立入調査、事故米穀及びその関連製品の出荷自粛要請について、連携して実施。

9 月 4 日、三笠フーズ（株）社長が横流しの事実を認めたため、9 月 5 日農林水産省が事案を公表。

なお、これまでのところ、事故米穀にかかる健康被害の報告は特になされていない。

2. これまでの対応

(1) 9 月 5 日、厚生労働省において、農林水産省の情報提供及び公表を踏まえて以下のとおり対応。

三笠フーズ（株）の工場を管轄する福岡県に対し、事故米穀については、保管中にかびの発生、水濡れ等の被害を受けたもの、又は基準値を超える残留農薬等が検出されたものであり、食品衛生法第 6 条及び第 11 条に違反するものと思料されるので、同法 54 条に基づき措置するよう依頼。福岡県は、三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第 54 条に基づき、回収を命令。

各自治体に対し農林水産省で公表された内容を情報提供するとともに、福岡県からの監視指導に関する依頼への協力を要請。

また、同日夕刻、内閣府において、関係府省庁の連絡会議を開催し、関係府省庁間の情報共有を図る。

(2) 9 月 8 日以降、農林水産省は、事故米穀の全国の売渡先 19 業者に対し、順次緊急一斉点検を実施。

三笠フーズ（株）の事故米穀の販売先企業名（公表の同意が得られた企業）等について公表。

(3) 9 月 10 日、緊急一斉点検の結果、新たに、（株）浅井及び太田産業（株）が、基準値を超える残留農薬（メタミドホス）が検出された事故米穀について、国との契約で定められた買受目的（工業用のり原料）以外に使用していたことを確認し、公表。

- (4) 内閣府において、「消費者安全情報統括官会議」を開催し、農林水産省及び厚生労働省に状況報告を求め、関係府省庁間の情報共有を図る。
- (5) 9月11日、農林水産省が、九州農政局長名で、辰之巳(株)及び三笠フーズ(株)を不正競争防止法違反で告発。
- (6) 9月12日、福岡県は、三笠フーズ(株)に対し、食品衛生法第55条に基づき営業禁止の処分を行うとともに、三笠フーズ(株)が不正に食用として販売した非食用事故米穀の流通ルートの一部として販売先事業者名6社を公表。

3. 今後の対応について

本日閣議前、福田総理から、関係閣僚に対して、政府一体となって一段と強力に対応するよう指示。

野田消費者行政推進担当大臣に対しては、消費者目線に立って、流通経路の解明、安全性の確認等、本事案への対応全般について指揮をとるよう指示。